

## 雑誌掲載論文紹介

### CDM プロジェクトの利用への規制をかける欧州\*

日本エネルギー経済研究所 地球環境ユニット主任研究員 小松 潔

欧州連合 (EU) では、2005 年から域内で温室効果ガス (GHG) を排出する施設を対象として、独自の域内排出量取引制度 (EU-ETS) を実施している。この中では、京都議定書の下で実施される CDM (クリーン開発メカニズム) プロジェクトなどの排出削減事業から得られるクレジットを排出目標の遵守に利用することが認められている。ただし、この利用は無制限で認められているわけではなく、一定の条件を満たすことが求められる。

近年、この条件が厳格化される傾向が見られる。ここでは、欧州における京都メカニズムの利用をめぐる規制の動向を報告し、その背景にある EU の思惑を探る。

## EU-ETS の概要

EU-ETS では、EU 域内の GHG を排出する施設に対して排出枠を設定し、その枠内に GHG 排出量を抑えるように義務付けている。規制対象施設には、EUA ( European Union Allowance) と呼ばれる排出枠が交付され、毎年、前年の排出量に相当する EUA を提出しなければならない。もし、排出量に相当する EUA を提出できなければ、超過した排出量に対して 1t 当たり 100 ユーロの罰金の支払いと、後日、超過分の排出量に相当する未提出の EUA の提出が義務付けられている。

この際には EUA 以外にも京都議定書の下で認められた CDM プロジェクトなどの実施によって得られるクレジットを排出枠の遵守のために、政府に提出することが認められている。しかし、無条件でこうしたクレジットの利用が認められるわけではなく、数量制限 (2008 ~ 20 年で最大 17 億 t まで) やプロジェクトタイプ (植林 CDM 由来のクレジット利用禁止) などの規制がある。

## 2013 年以降の利用条件

今年、さらに新たなクレジット利用制限が設けられた。HFC (ハイドロフルオロカーボン)、アジピン酸由来の N<sub>2</sub>O (亜酸化窒素) などのプロジェクトに由来するクレジットを、2013 年以降に利用することを禁じる規制である。

これらのプロジェクトは、一度に大量のクレジットが得られることで知られている。例えば、HFC プロジェクトは、HCFC ( ハイドロクロロフルオロカーボン) 22 と呼ばれる冷媒を生産する過程で発生する副生物、HFC23 の排出を削減するものであるが、HFC23

---

\* 本稿は、月刊 Business i. ENECO (2011 年 9 月号) に掲載された原稿について転載許可を得て、一部修正の上で掲載しております。

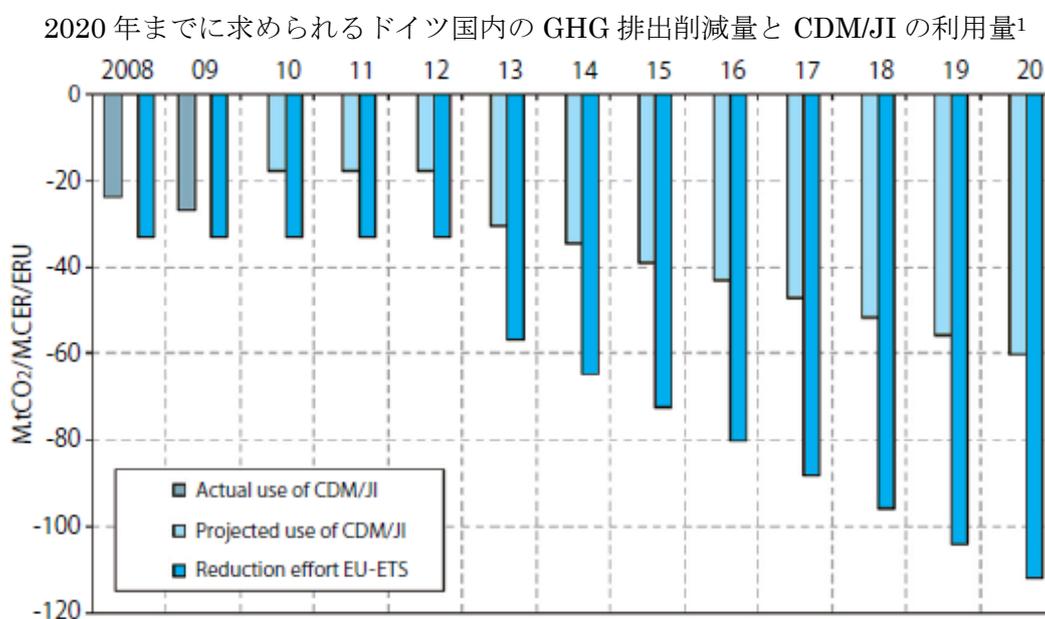
は CO<sub>2</sub> (二酸化炭素) の 1 万 1700 倍の温室効果を有することから、京都議定書のもとでは HFC23 を 1t 排出削減すれば CO<sub>2</sub> を 1 万 1700t 削減したとみなされることになっている。同様に、N<sub>2</sub>O は 310 倍の温室効果を持つとされている。

CDM プロジェクトでも同様の方法で排出削減量が計算されることから、HFC プロジェクトを実施すれば効率的に大量のクレジットを入手することが可能となる。事実、6 月末の時点で発行済みクレジットの 7 割程度は HFC やアジピン酸 N<sub>2</sub>O プロジェクトに由来するものとなっている。

## 利用が禁止された理由

欧州委員会は、この二つのプロジェクトタイプに由来するクレジットの利用を禁じる理由としていくつかの点を示している。

HFC プロジェクトには地球環境問題の解決に貢献しているのか疑問があること (HCFC22 はオゾン層破壊物質として国際的に規制されているが、一部の環境 NGO からは HFC プロジェクトにおいてクレジット獲得を意図して、HCFC22 を増産していたと批判されている)、新たなセクトラルメカニズム導入の障害となっていること、HFC23 の排出削減費用は安価であることから CDM 以外の資金源 (途上国自身の資金) のほうが適切であること、そして HFC プロジェクトの所在地が一部の国に偏っていることなどの点である。



(注 : 2011 年以降は予想)

<sup>1</sup> Institute for Applied Ecology, “Free allocation of emission allowances and CDM/JI credits within the EU ETS Analysis of selected industries and companies in Germany” December 14, 2010

それ以外にも、EU 域内における排出削減努力を阻害することへの懸念がある。昨年発表された、2008、09 年におけるドイツの EU-ETS 規制対象企業の遵守の動向を調査したシンクタンク (Institute for Applied Ecology) によると、この 2 年でドイツの企業は既に 5100 万 t のクレジットを利用し、そのうちの 83 % は HFC・アジピン酸由来の N2O プロジェクトによるものであった。さらに、そのまま追加的なクレジットの利用規制をせずに排出削減目標を引き上げないのであれば、2005 年の規制対象施設からの GHG 排出量を基準とした場合、20 年までに求められる排出削減量の半分までをクレジットでまかなうことが可能であると指摘されており、これによりドイツ国内での排出削減対策が停滞することへの懸念が示されていた。

## 余剰 EUA への懸念

さらに、膨大な余剰 EUA が発生していることも影響していたようである。2008 年のリーマン・ショック以降、世界的な景気後退によって、欧州でも生産活動が大幅に縮小し、EU-ETS の規制対象施設における排出量も大きく減少した。その結果として 09 年には大量の余剰 EUA が発生することになった。これらは、次期目標期間に繰り越すこと (バンキング) が認められており、13 年以降の排出削減目標の達成に利用される。

10 年の 5 月にインターネット上に流出した欧州委員会の内部文書では、この余剰 EUA が繰り越されることで、実質的に EU-ETS 規制対象施設における将来的な排出増を認めることへの懸念が示されていた。同時に、大量の未利用クレジット (HFC などのクレジットを指すものと思われる) が繰り越されても同様の結果をもたらさうとの記述があり、これらが新たなクレジット利用規制を設ける伏線となっていた可能性がある。

## 価格による低炭素技術導入の限界

EUA の需給バランスを保つことが求められる背景には、炭素に価格を付けることで排出削減技術への投資を促進しようとする欧州委員会の考え方がある。しかし、実際には必ずしも投資を促進するために十分な価格を維持できていない。

そのため欧州議会では、2020 年の排出削減目標を 1990 年比 20%から 30%まで引き上げることなどが提案された。しかし、7 月 5 日に欧州議会においてこの提案は否決された。厳しい排出削減目標の設定は産業界から経済活動への大きな制約となるとの反発が強く、加盟国の中でも見解が大きく分かれており、価格維持のために EU-ETS の需給バランスを調整するのは容易ではない。

このような欧州の経験は、炭素に価格を付することで技術導入を図ることには、制度設計の仕方によっては限界があることを示しているといえるだろう。

お問い合わせ : [report@tky.ieej.or.jp](mailto:report@tky.ieej.or.jp)